

知事監視製品（令和6年8月7日石川県告示第301号）

1 知事監視製品を特定できる情報

<p>1</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SLOW MOTION XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>2</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY VISION SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>3</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CHIKU BEAM POWER200MG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>4</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GURIGURI GREEN DANGER! DON'T TOUCH!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>5</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CORE Crystal」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>6</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「K2MAN BOM PERFECT ENERGIE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>7</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「白液連射砲 ガトリング」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>8</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「PLATINUM Spice LIMITED」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>9</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FEVER 7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>10</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SXX IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>		
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和6年8月8日